

要 求 書 (第二回)

要求の趣旨

時勢艱難に際しては上下俱々刻苦を領ち共勞共助すべき道理に
基き吾等は多年最悪の勞働條件をも良く耐へ忍び來れり、然る
に時過々炭界空前の好調に急變してより早くも一年に及び前途
益々多幸を告ぐれども吾等勞働者の待遇は依然として陰險殘忍
不法なる勞務行政の下に吾等は安じて其の日の勞務にいそしみ
難き不安に脅ゆ

古河目尾炭坑の所業斯の如んば善良なる勞働者を犠牲にして生
産の成果を獨り其の手中に壟斷し不義にして富む貪ラン極悪の罪
斷じて輕からず今更同争議の發端とされる傷病患者に對する非
道殘忍の所置及不法解雇に弄したる違法陋劣卑怯の手段の如き
は多年積弊の一表現に過ぎずと謂べく吾等茲に敢然起つて左記

要求條項を提示して諸般の改善を要請す、蓋し全般従業員の止
むに止まれぬ要求を代々表するものなり
御諸否の回答を來る本月廿八日迄に期待す

昭和八年十一月廿五日

古河目尾炭坑争議團代表團長 中村 守夫

外一同

争議支持勞働組合坑夫組合九州聯合會本部代表

原 喜久松

外一同

古河西部鐵業所 長谷川 所長殿

左 記